イ　同種工事とは、「ダム工事（ダム本体、洪水吐、取水施設又は貯水池内の護岸等のいずれかに係るコンクリート構造物工事に限る。）」とする。なお、新設、補修及びその規模は問わない。

ウ　当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定の評定点が説明書に示す点数未満のものを除く。

⑨　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設工事に専任で配置できること。なお、建設工事は、令和６年４月頃に工事着手する予定である。

ただし、契約締結後各年において、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査（出来形検査等を含む）が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、工事現場への専任を要しない。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者とする。

ａ　１級建設機械施工技士の資格を有する者

ｂ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者

イ　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。なお、共同企業体にあっては、一人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工経験を有すること。また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が説明書に示す点数未満のものを除く。

同種工事とは、「コンクリート構造物工事」とする。施工規模については問わない。

エ　主任技術者又は監理技術者にあっては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

オ　日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。

⑩　次に掲げる基準を満たす管理技術者を技術協力業務の契約締結日までに配置できること。

ア　技術士（技術部門を、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「農業―農業土木」、「農業―農業農村工学」又は「建設―鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに限る。）、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士、農業水利施設補修工事品質管理士、シビルコンサルティングマネージャー（技術部門を「農業土木」、「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）、１級土木施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。以下同じ。）。

イ　日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。

⑪　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑫　東北農政局長から参加資格確認申請書提出期限の日から技術協力業務の見積合わせまでの期間に、測量・建設コンサルタント等業務に関した指名停止及び東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15北総第528号（経）農林水産省東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑬　皆瀬ダム取水施設に係る設計業務等の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑭　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑮　次に掲げる届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、電子入札方式により交付する。

⑴　交付期間　令和３年１月８日から令和３年２月１日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時までとする。

⑵　交付場所　次の場所において交付する。

①　〒980―0014 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎Ａ棟　東北農政局総務部会計課契約係　今泉　浩和　電話022―263―1111　内線4032

②　〒013―0051 秋田県横手市大屋新町字大平99―39　東北農政局平鹿平野農業水利事業所工事第一課工事第４係　電話0182―35―7781

⑶　その他　書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を上記３の⑵の交付場所へ申し出るものとし、ＣＤ－Ｒによる交換配布とするため、空のＣＤ－Ｒ（700ＭＢ、48倍速）を持参すること。

返信用封筒及びＣＤ－Ｒを用意した場合においては、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（配達記録が残るものに限る。）も受け付ける。

なお、交付は無料とする。

４　参加資格の確認

⑴　技術提案書の提出を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、説明書に示す参加資格確認申請書及び確認資料を提出すること。参加資格確認申請書及び確認資料の提出期間は、令和３年１月12日から令和３年２月１日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については午前11時30分までとする。

⑵　参加資格確認申請書及び確認資料を上記４の⑴に示す期間に提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、技術提案書を提出することはできない。

⑶　参加資格確認申請書の作成・提出にあたっては、上記３に示す説明書の交付期間、場所及び方法により説明書（参加資格申請書様式等を含む。以下同じ。）を入手すること。

⑷　上記４の⑶以外の方法で入手した説明書をもとに作成・提出した参加資格確認申請書は無効とし、技術提案書提出要請の通知を行わない。

⑸　その他詳細は、説明書による。

５　技術提案書の提出期間、評価基準等

⑴　参加資格の確認後、参加資格を有する者には、令和３年２月５日に技術提案提出要請を通知する。

⑵　上記５の⑴の技術提案提出要請の通知を受けた者は、説明書に示す技術提案書を提出すること。技術提案書の提出期間は、令和３年２月８日から令和３年３月１日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については午前11時30分までとする。

⑶　技術提案書の提案内容について、ヒアリングを行う。

⑷　技術提案書評価基準は、説明書による。

⑸　その他詳細は、説明書による。

６　優先交渉権者の特定及び契約締結

⑴　技術提案書の評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として特定する。